

東海東京証券の証券総合取引約款 新旧対照表

新	旧
<p>第3条（証券総合取引のご利用）</p> <p>1. お客様は、この約款ならびに別に定める株式等振替決済口座管理約款、振替決済口座管理約款、一般債振替決済口座管理約款、短期社債等振替決済口座管理約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、特定口座に係る上場株式等保管委託約款、特定口座に係る上場株式等信用取引約款、特定管理口座保管委託約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、外国証券取引口座約款、マルチサポートサービス約款および累積投資自動けいぞく投資約款（日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款、東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款またはトヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款をいいます。）にもとづいて次の各号に掲げる取引をご利用いただくことができます。</p> <p>(1)～(7) （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第7条（累積投資口の開設）</p> <p>1. お客様には、証券総合取引のお申込み時に、日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款にもとづく日興MR F（以下「日興MR F」といいます。）、東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款にもとづく東海MR F（以下「東海MR F」といいます。）またはトヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款にもとづくトヨタMR F（以下「トヨタMR F」といいます。）のいずれかのMR F累積投資口（以下「MR Fコース」といいます。）を設定していただきます。</p> <p>2～4 （現行どおり）</p> <p>第44条（金銭の払込み）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 第1項の払込金は、各累投口にかかる有価証券の目論見書等に記載された額、もしくは累積投資自動けいぞく投資約款（以下「個別自動けいぞく投資約款」といいます。）に記載された額、または当社所定の額とします。</p> <p>第45条（買付け時期および価額）</p> <p>1. 当社は、各累投口にかかる有価証券の目論見書等に従い、遅滞なくその買付けを行います。</p> <p>2. 第1項の買付け価額は、当該目論見書等に定める価額とし、当社所定の手数料等を徴収するものとします。</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第47条（果実等の再投資）</p> <p>累積投資にかかる有価証券の配当金、利金または収益分配金および償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰り入れてお預りし、各累投口にかかる有価証券の目論見書等に従い買付けを行います。</p> <p>第51条の2（その他）</p> <p>1. 投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は、当該投資信託の目論見書等の定めおよび当社所定の基準に従います。</p> <p>2. 株式累投口については株式累積投資口座約款の定めに従い、MR Fコースについては個別自動けいぞく投資約款の定めに従います。</p> <p>3. 各累投口にかかる個別自動けいぞく投資約款は、当社ホームページでご確認いただけます。</p> <p>第52条（本章の趣旨）</p> <p>本章は、お客様と当社が契約する累積投資口のうち、当社が定めるMR Fコース（日興MR F、東海MR F、トヨタMR F）の自動取得および自動換金（以下「自動スweep」といいます。）に関する取り決めです。なお、MR Fコースの取得の時期、価額、キャッシングおよび換金については、お客様が設定された「日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」、「東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」または「トヨタMR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく投資約款」（以下「MR F投資約款」といいます。）によるものとします。</p> <p>附則（平成24年1月1日変更）</p> <p>この約款は、平成24年1月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>第3条（証券総合取引のご利用）</p> <p>1. お客様は、この約款ならびに別に定める株式等振替決済口座管理約款、振替決済口座管理約款、一般債振替決済口座管理約款、短期社債等振替決済口座管理約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、特定口座に係る上場株式等保管委託約款、特定口座に係る上場株式等信用取引約款、特定管理口座保管委託約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、外国証券取引口座約款、マルチサポートサービス約款および累積投資自動けいぞく投資約款（日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款、東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく（累積）投資約款またはトヨタMR F 累積投資取引（トヨタMR F 累積投資約款）をいいます。）にもとづいて次の各号に掲げる取引をご利用いただくことができます。</p> <p>(1)～(7) （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>第7条（累積投資口の開設）</p> <p>1. お客様には、証券総合取引のお申込み時に、日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款にもとづく日興MR F（以下「日興MR F」といいます。）、東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく（累積）投資約款にもとづく東海MR F（以下「東海MR F」といいます。）またはトヨタMR F 累積投資取引（トヨタMR F 累積投資約款）にもとづくトヨタMR F（以下「トヨタMR F」といいます。）のいずれかのMR F累積投資口（以下「MR Fコース」といいます。）を設定していただきます。</p> <p>2～4 （省 略）</p> <p>第44条（金銭の払込み）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 第1項の払込金は、各累投口にかかる目論見書等もしくは累積投資自動けいぞく投資約款（以下「個別自動けいぞく投資約款」といいます。）に記載された額または当社所定の額とします。</p> <p>第45条（買付け時期および価額）</p> <p>1. 当社は、各累投口にかかる個別自動けいぞく投資約款に従い、遅滞なくその買付けを行います。</p> <p>2. 第1項の買付け価額は、個別自動けいぞく投資約款に定める価額とし、当社所定の手数料等を徴収するものとします。</p> <p>3. （省 略）</p> <p>第47条（果実等の再投資）</p> <p>累積投資にかかる有価証券の配当金、利金または収益分配金および償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該累投口に繰り入れてお預りし、各累投口にかかる個別自動けいぞく投資約款に従い買付けを行います。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第52条（本章の趣旨）</p> <p>本章は、お客様と当社が契約する累積投資口のうち、当社が定めるMR Fコース（日興MR F、東海MR F、トヨタMR F）の自動取得および自動換金（以下「自動スweep」といいます。）に関する取り決めです。なお、MR Fコースの取得の時期、価額、キャッシングおよび換金については、お客様が設定された「日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」、「東海MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動けいぞく（累積）投資約款」または「トヨタMR F 累積投資取引（トヨタMR F 累積投資約款）」（以下「MR F投資約款」といいます。）によるものとします。</p> <p>附則（平成23年10月1日変更）</p> <p>この約款は、平成23年10月1日よりお客様とのお取引に適用します。ただし、トヨタMR F 累積投資取引のご利用ならびに第2条第5項の規定、第55条の2から第55条の6までの規定および第75条第2項の規定は、平成24年1月1日以降のお客様とのお取引に適用します。</p>